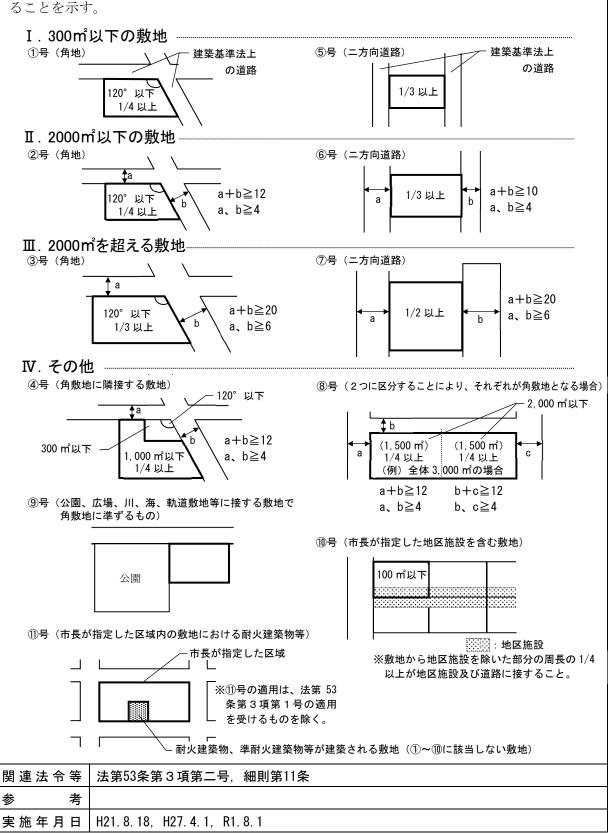
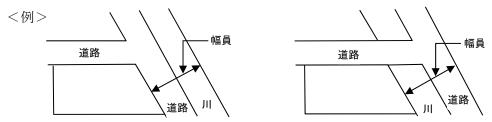
v-07 細則第11条第1項各号による角敷地等図解

神戸市建築基準法施行細則第11条第1項各号に規定する内容は、次図のとおりとする。なお、①から⑪は、細則各号を示し、1/X以上とあるのは、敷地周長のX分の1以上が道路に接することを示す。

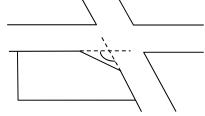


【解説】

- 1. 公園、広場、川、海、軌道敷地等は次のものとする。
 - (1) 公園は都市公園法に基づく都市公園であること。(開発に伴う市に帰属する提供公園を含む。)
 - (2) 広場は、公的に管理され、将来にわたり、空地として確保されることが明確であること。
 - (3) 川は、河川法に基づく河川又は公的に管理された水路であること。
 - (4) 海は、護岸を含む。
 - (5) 軌道敷地は、高架で下部を屋内的用途に供している場合は適用しない。
 - (6) 公園、広場、川、海、軌道敷地等には、自動車専用道路(高架で下部を屋内的用途に供 している場合は適用しない。)を含む。
- 2. 公園、広場、川、海、軌道敷地等が前面道路の反対側にある場合、あるいは敷地の前面の公園、広場、川、海、軌道敷地等の反対側に道路がある場合においては、当該幅員は両者の幅員の合計とする。



3. 角敷地ですみ切りがある場合の内角の測り方は、すみ切り部分の道路境界線の延長が交わる角度とする。 \ \



- 4. 内角が120度を超える場合は、1つの道路とみなす。
- 5. 敷地と道路に高低差がある場合でも、敷地は道路に接しているものとする。
- 6. 道路の幅員が一定ではない場合の取扱いを下記に示す。

